

令和元年 11 月市議会定例会一般質問通告全文

12 月 11 日 (水)

★通告順位	1 - 1	大井 俊彦
★件 名		災害廃棄物対策について

本年 10 月の台風 19 号により、関東甲信、東海、東北では記録的な大雨となり、土砂災害や川の氾濫が相次いだ。

台風 19 号で亡くなった方は、全国で 86 人となり、8 人が行方不明となっている。また、国土交通省によると、今回の台風で、豪雨で川の堤防が崩れる「決壊」が発生したのは 7 つの県あわせて 71 河川、139 か所に上っている。

こうした、自然災害が頻繁に発生する中で、災害廃棄物の処理は、災害発生直後から取り組むべき重要な課題である。平時の廃棄物処理との違いは、仮置き場や最終処分場確保、リサイクル等の中間処理を災害対応の混乱時に進めることである。

しかしながら、災害はその種類、規模、発生場所等が様々で災害廃棄物の処理を一律に行うことが難しく、災害発生後、対症療法的に対応しているのが現状のようである。

牧之原市では、平成 29 年 3 月に「牧之原市災害廃棄物処理計画」を策定し、巨大災害によって発生するがれき等の災害廃棄物や避難所から発生する生活ごみの処理対応を定めている。

しかし、被災した地域では、通常年間廃棄物等の処理量は数倍から数十倍に上ると言われており、円滑な復旧、復興を進めるにあたって、大きな障害となることは確実である。

そうしたことを踏まえ、市の対応等について以下質問する。

- 1 市の廃棄物処理計画では、初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて策定しているが、それぞれ、組織内の体制の構築についてはどのように考えているか伺う。
- 2 被害状況から見た処理方針の策定が非常に大切になってくる。特に、既存施設における処理の見通しの遅れに伴う仮設処理施設の設置や民間処理業者への委託等、速やかな判断が必要となると思うが、平時の現時点ではどのように考えているか伺う。
- 3 被災地域の広域化により、広域処理する際の輸送体制確保が難航することが予想される。こうした場合、広域輸送業者の活用等による輸送体制の確保が非常に重要となると思うが、こうした状況に陥ることを想定した場合、市としてどのように対応するつもりか伺う。

(質問方式: 一問一答)

★通告順位	2-1	植田 博巳
★件名		「田沼意次侯生誕300年記念事業」の効果と今後の展開について

「田沼意次侯生誕300年祭」が11月17日、秋晴れの中、盛大に執り行われた。報道によると2万人以上の人出であり、実に市の人口の約半数、市政始まって以来の人出であったと思われる。

「田沼意次侯」の生誕300年記念のイベントとして、古絵図を見ながら城下町を散策する「ぶらり田沼の旅」が、平成30年4月22日から計8回に渡り開催され、市内外から歴史や意次侯に興味を持った方が多く参加したのを皮切りに、相良高校の美術部による相良港の壁画修復や榛原高校の美術部による大型紙芝居、小学生は「田沼劇」「田沼巨大迷路」や「田沼街道」など歴史を学ぶ地域学習を行うなど、市民の力により多くの記念事業が展開され、市内外に田沼意次侯の功績が発信されたことで、2万人を越す大祭になったものと考えている。

これは、行政のリーダーシップの下、記念事業実行委員会を始め、多くの市民のご努力により成し遂げたものと思っている。

少子高齢化が進行する本市にとって、「田沼意次侯」という歴史上の人物に焦点を当て、市内外に牧之原市の知名度を広げ、地域の活性化の契機になったものと感じている。

「田沼意次侯生誕300年記念事業」で得た、地域の活力を持続可能なものにしていかなければならない。

このことから次のとおり市長の考えを伺う。

- 1 「田沼意次侯生誕300年記念事業」の効果はどの様に捉えているのか。また、集客効果が大きかった大祭の今後の在り方について伺う。
- 2 記念事業の効果を持続可能とするために、社会教育や生涯教育、誘客、地域活性化などの面からどのような施策を検討し、実行していくのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	名波 喜久
★件名		障害者就労施設の物品発注に支援を

国や地方公共団体等が率先して、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた「障害者優先調達推進法」が2013年4月1日から施行された。

それに伴い、障害者就労施設からの県と県内市町などの物品・役務調達実績が公表されている。それによると県下において2018年度の総契約額は前年度比4.3%増の3億400万円だった。自治体などが優先的に調達するよう定めた2013年度の「障害者優先調達推進法」施行以降の最高額を更新した。その中において、我が牧之原市では783,904円で前年比83.4%と減少が見られる。市町の人口・事業所規模で格差はあるが県・市町の中で下から9番目の実績となっている。

そこで、以下について伺う。

- 1 公共施設内において障害者就労施設からの物品調達での対応状況は。
- 2 市民・市内企業及び事業所の物品調達の状況は。
- 3 推進法に対処した今後の対応は計画されているのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-2	名波 喜久
★件名		食品ロス削減に向けた牧之原市版「宴会2020運動」を

9月議会において同僚議員から食品ロス削減推進法による「食品ロス削減の取組み状況」についての一般質問で、飽食時代における各質問に対する答弁があり、当局としても対応を進めているものと思う。しかし、今回は別の視点からみた食品ロス削減対策を推進しようとするもの。

忘年会・新年会そして春を迎え歓送迎会と、宴会が忙しくなる時期を迎える中、以前から宴会での食品ロスについて考えさせられることが多い。

そこで、宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン「3010運動」である。元は2011年長野県松本市が宴会での食べ残しを問題視し、市のごみ削減を担当する部署と協力して展開させた運動とのこと。それは「宴会において乾杯から30分間席について料理を楽しむ、そしてお開きの前10分間は自席に戻って再度料理を楽しむ」と呼びかけて、「食への感謝」や「もったいない」の気持ちを持ち、食品ロスを削減する運動である。

ゴミの削減はどの自治体にとっても課題であり、一つの方策として今やこの運動に注目した多くの自治体が興味を示し、全国に波及していった。そこで当市においても、この運動は食品ロス削減の一策として有効と考えることから、以下について伺う。

- 1 宴会における食べ残し現状をどう見るか。
- 2 当市においてこのアイデアについての考えは。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	平口 朋彦
★件名		市は次世代の担い手「若者」の顔をしっかりと見ることができているか

2015年、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳から18歳へと引き下げられた。1945年の終戦間もない12月に「25歳以上男子」から「20歳以上男女」となり、年齢の引き下げと女性の参政権が認められて以来、実に70年ぶりの改正であった。この歴史的転換が求める意義は、将来を担う若者が主体的に考える契機とし、もって民主主義の質を向上せしめんと期待であると推測する。がしかし「非営利シンクタンク言論NPO」が本年11月13日に発表した「日本の政治・民主主義に関する世論調査」の結果では、政治家を自分たちの「代表だと思わない」との回答が半数近くに達し、また同じ調査で、日本の民主主義の状況に満足しているかどうかの質問に対し、「満足していない（「どちらかといえば」を含む）」の回答が40.7%であった。世代別にみるとこの傾向は30代以下で更に顕著であり、政治に対する不信がかくも浮き彫りとなった。政治心理学では自分の力で政治を変えられるという感覚を「政治的有効性感覚」と言うが、現代の若者は総じてこの政治的有効性感覚に乏しいと言えるであろう。「無関心は独裁者の最高のご馳走」という言葉があるが、民主主義の未来はひとえに教育にかかっている。とりわけ「主権者教育」がこれからを背負う若者の積極的な政治参加を促し、民主主義の劣化を防ぐ重要なカギとなるのではないか。

また今の日本は、決して若者に対し温かな社会を提供できているとは言いがたい状況にある。人口減少社会が到来し、インフラの老朽化や世代間格差の拡大、起業の停滞、長期的な社会問題が山積しているにも関わらず、短期的な高齢者世代の社会保障の維持が圧倒的最優先事項の政治マターになっている。年金問題など先行きの不透明感や、社会福祉費の増大がさしあたっての実質的負担として重くのしかかり、漫然とした不安が世代全体を覆っているというのが彼らの直面している現実であろう。その上、日常生活を営む場である「地域」の持つ2つの機能「住民福祉機能」及び「親睦機能」は近年、少子高齢化による人材不足もあり、自治会・町内会の組織率が低迷することで機能不全を引き起こしかねない懸念をはらんでいる。かかる事態を思えば、いよいよこれまで出番の少なかった若者に公共の担い手となっていただかねばならない時を迎えるにあたり、まちづくりや政策決定の場面で主体的に参加できる道筋を作ることは急務であると考え。確かに65歳以上の人口に対し、29歳以下の人口は少なく、また投票率も格段に低い。そのため行政は「全体最適」を旨としつつ、どこか「若者をおざなり」にしている傾向はないだろうか。ともに社会の中で責任を分担する市民である以上、若者もそしてもっと言えば学生も、政治過程から疎外することなく政策策定のプロセスに組み込む必要があり、そのことがひいては世代間対立を回避し、高齢者と若い世代の共生をもたらすことに繋がるのではないかと考える。

以上を踏まえ、お聴きをする。

1 主権者教育と参政権の行使について

- (1) 主権者教育とは、若者を選挙に行かせるためだけの教育でもなければ、低い投票率を上げるためだけに行う教育でもなく、自分自身と政治が関わっていくため

の必要な知識や技能などを修得する教育である。我が市における主権者教育も、必要にして十分なレベルで担保され、実施されるべきであると思うが見解は。

- (2) 教育の場において、政治的中立性は断じて侵してはならない絶対的な条件である。が一方でそのことを鑑みるあまり、あたかも腫れ物を触るがごとく抽象的かつ現実と乖離したものに終始し、生徒・児童に対し有効な主権者教育を提供できないのであれば本末転倒と言わざるを得ない。アメリカでは実際に現実世界で行われる選挙にあわせ「キッズ模擬投票」を行ったり、中学・高校においては「争点教育」を重視するなどしている。またドイツでは3つの指針「ボイステルバッハ・コンセンサス」の原則に基づき、中立性を厳密に保ちつつ生徒たちに主権者たらしとする教育が行われている。我が市では、社会科授業における公民分野や選挙啓発ポスターの作成、議場見学の他、より実践的なものに取り組んでいるか。
- (3) 若者を中心とした無関心層の投票率を上げるため、従前に行ってきたもの以外に何か方策はあるか。これまで国政選挙および首長選挙でしか認められていなかった選挙運動用ビラについて、2019年3月1日以降、配布可能な選挙の種類が増え、地方議員選挙でも解禁されたが、実際我が市にて今後行われる選挙でビラの公費負担を可能とするには、条例の改正が必要となる。無関心層のみならず全有権者にとって公職の候補者の訴えを知る新たな手段の創出は望ましいものと考えが見解は。

2 次世代の担い手について

- (1) 後期基本計画の目玉の1つ「未来若者プロジェクト」の民間プレイヤーによる新規事業がまずは1つ始動をし、大きな期待を寄せるところであり、「カタショーワンラボ」は若者たちによる意欲的な取り組みで成果を産みはじめている。また「沿岸部活性化計画」も、各団体が継続的にイベントを開催するなど賑わいの一助となっている。がしかし、それぞれ活発な動きが見えるものの散発的な面も否めず、世代全体や市域エリアを網羅するまでに至っていない。今後の発展性、拡張性及び展望は。
- (2) 地元高校生が参画している「地域リーダー育成プロジェクト事業」は、「地域に誇りを持つ・将来地域を担う・地域の課題解決に貢献する」人材の育成を目指しているが、修了後の活躍の場、意志ある者の受け皿、その後のアクションをどう考えているか。
- (3) 若者が主体となりまちづくりの一役を担い、世代をリレーし、まちを継承できる体系を模索すべく若者総合政策的な視点が必要ではないかと考えるが如何か。また若者の能動的な参加を可能とし、実際の事業推進をも含む新たな市民協働のあり方も、同時に検討すべき時期にきていると思うが。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	藤野 守
★件 名		市内の市道及び国道、県道の管理と補修について

市内の工業団地周辺や大手企業の工場へ通じる道路整備が進み、渋滞等緩和されてきている。一方で在来の道路や生活道路、日常的に地域住民が利用する道路で未整備のまま放置されている所がある。管理責任がどこであっても、各地域の住民にとって日常の生活インフラであり、生活道路を中心に早急な管理、点検、補修等の対応が必要である。

これを踏まえ以下の点について伺う。

- 1 生活道路や地域の道路の補修について
 - (1) 市道の補修について、どのような優先順位で実施されているか伺う。
 - (2) 直近の3年間の壺丁田北線、大倉壺丁田線を除いた補修費はいくらか。
また、どのような傾向を示しているか伺う。
 - (3) 平成30年度、補修の要望件数は何件か伺う。

- 2 国・県・市道の補修個所の把握、対応について
 - (1) 市の道路パトロールは国・県道についてどのように関与をしているか伺う。
 - (2) 国・県・市道について、県等が管理、補修する部分はどのように分けられ、市としてどう対応しているか伺う。

- 3 道路補修の当面の対応と長期的な対応について
 - (1) 道路の維持管理は予防的に行っているとしているが、市民が最も利用し、補修等の要望が強い生活道路の対応について伺う。

(質問方式：一問一答)

12月12日(木)

★通告順位	6-1	大石 和央
★件 名		気候変動に対する市の取り組みについて

気象庁のデータによると(1898~2018年)100年当たりの世界平均気温は0.73℃の上昇。同期間の日本の平均気温は1.19℃の上昇とのことである。地球温暖化の日本への影響は、近年の大型化で強力な台風の発生に見られ、10月の台風19号被害はまさに現実を表している。また、今年9月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の海洋雪氷圏特別報告書では、20世紀末から21世紀末の世界平均海面水位の上昇を、対策が取られない場合として0.61~1.1m上昇すると評価した。

2015年12月に採択された国連気候変動枠組条約の締約国会議(COP21)、いわゆるパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えること。そして1.5℃以内に抑えるよう努力目標を定めた。しかし、IPCC特別報告書によれば、世界の温室効果ガスの排出量削減は不十分としている。

今年9月にチリで開催された国連気候行動サミットでは、77カ国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするとの目標を捧げ(中国、アメリカ、インド、ロ

シア、日本は含まれなかった)、70カ国が2020年までに国としての対策を強化させると表明した。

気候変動対策の強化を求めて、「気候緊急事態宣言」をする自治体が増加している。これまでに23か国1169の議会や自治体が宣言を行い、日本では長崎県壱岐市と鎌倉市議会が「宣言」を求めて決議を上げている。

以上のことを踏まえて、以下質問する。

1 気候変動対策にどのように取り組むか

- (1) 政府の温室効果ガス排出量についての目標は、2030年までに2013年比で26%の削減、2050年までに80%の削減、今世紀後半早期の排出ゼロを目指している。これではパリ協定を実現できない。市長はこの現状をどのように考え、自治体として果たすべき役割をどのように考えるか。(総論として)
- (2) 気候緊急事態宣言についての見解を伺う。

2 第2次環境基本計画における具体的な地球温暖化防止対策の強化。大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会を転換する必要がある。

- (1) 市における二酸化炭素排出削減目標は、2013年度比で2020年度までに13%、2030年度までに26%、2050年度までに80%の削減を目指している。計算上ではこれらの削減は可能であるが、大幅な削減目標が求められる。数値目標の見直しをする必要はないか。
- (2) 持続可能な社会を実現するためには循環型の資源利用が求められる。一般廃棄物に関して、昨年度の市民一人当たり一日のごみ発生量やリサイクル率が目標値を下回っているが、その原因と今後の取り組みについてお聞きする。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-2	大石 和央
★件名		対話による協働のまちづくりとは何か

市では市民との協働によるまちづくりを進めてきた。これは市や地区が抱える課題の解決やまちづくりについての課題解決に向けて、市民、議会、行政が一体となって取り組むことである。この場合、市民と行政は責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、連携して主体的にまちづくりに寄与していくことが求められる。このような基本的な仕組みをルール化したのが「自治基本条例」であり、行政活動への市民参加の具体的な手続等をまとめたものが「市民参加に関する条例」である。

果たして、これらの条例がどのように正しく活かされているのか。統合型リゾート施設(IR)誘致問題を例にとって、質問する。

1 市民との協働のまちづくりとは何か

自治基本条例では前文において、「誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまち」を実現するための手法として、協働のまちづくりを進めるとしている。これまでの取り組みをどのように評価しているか。

2 地方自治法と自治基本条例及び市民参加に関する条例との関係

地方自治法には地方公共団体の長の権限が定められている。一方、両条例には行政活動において、トップダウンからボトムアップの実現と合意形成過程システムとしての機能があると考えられるがどうか。

3 条例が求める市民参加の要件について

(1) 市民参加に関する条例第5条2項には、市民参加を行わない事項が示されているが、これ以外は原則的に行政活動に関して、市民参加手続きの実施に努めるのか。

(2) 市（長）の施政方針は市民参加手続きの対象になるのか否か。

市長は本年2月議会において、市政運営の基本方針の一つとして、IRの誘致推進を掲げた。説明責任と審議会等での協議及び意見交換会の実施についての評価。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-1	瀨崎 一輝
★件名		市民がイキイキと活躍できるまちづくりについて

時代と共に、目まぐるしく変わっていく我が国の政策や制度。時代にそぐわないものは、その時代にあったものに変えていくことは勿論大事なことであり、その政策や制度に併せて、地方自治体もそれぞれの実情を踏まえて条例の制定をしながら、様々な事業等を展開している。

しかし、これらの政策や制度、条例等は全ての国民や市民に十分理解されているとは言えない状況である。

市民に市政に興味を持ってもらうためには、行政で行っていることをしっかりと理解してもらう必要があると考える。

また、少子高齢化が進んでいくことで、様々な自治体でいろんな問題や課題が取り上げられているが、中でも地方にいけばいくほど市政経営が大変になっていくことである。

人口減少に伴い市町は合併をし、庁舎や職員の数を減らす。結果、行政サービスの低下を招き、地域住民は不便さや不安を感じる。

我が市においても、庁舎をはじめとする公共施設や学校の再編等がいずれやってくる。

そうなった時に慌てないためにも、行政だけに頼らず自分達でできることは自分達でやっていく住民自治の推進を、一部の人達だけでなく地域を挙げて、行政と共に今のうちからしっかりと進めていくべきである。

その上で、いろんな役割を持った幅広い年代層の市民が集うことができる場所を確保することが、市民がイキイキと活躍できるまちづくりに繋がっていくと考える。

そこで、以下の点について伺う。

1 市民への情報提供について

- (1) 市民に市政に関心を持ってもらうために、国の政策や制度、市の条例や事業が新たに制定されたり、変更があった際には、市職員が希望先に出向いて説明する(仮称)「職員の出前講座」を積極的に設ける必要があると考えるがいかがか。
- (2) 出前講座には、研修的な要素の講座も設け、人材育成プログラム等を導入していくことで、地域リーダー育成も兼ねることができると考えるがいかがか。

2 住民自治の推進について

- (1) 牧之原市は「市民参画の対話による協働のまち」と言われているが、住民自治を推進していく役割を担う、まちづくり協働ファシリテーター等の人材育成に偏りがあるように思われる。そこで、今後の計画や方向性について伺う。
- (2) 住民自治を推進していく上で、市民の「参画」と市民と行政の「協働」は必要不可欠であると考えます。現在、各地区で進めている絆づくり事業は、全ての地区で上手く進んでいるように思えない。そこで、思うように進んでいない地区や活動が停滞している地区に対して、今一度テコ入れをしていくべきだと考えるがいかがか。
- (3) 住民自治の推進には、地域住民に丸投げでは、発展的な推進が困難な地域もあると考えるが、行政としてどの程度の関わりをしていくつもりなのか伺う。

3 市民が活躍できる場所について

- (1) 幅広い年代層の市民がイキイキと活躍できるように、各地区に空き家や空き店舗、公共施設等を活用した出入りが自由にできる核となる多機能型のコミュニティ施設が必要だと考えるがいかがか。
- (2) 多機能型のコミュニティ施設は、サロンや生涯学習に加え、子ども達の遊び場や中高生の居場所、飲食や物販等ができる施設が望ましいと考えるがいかがか。
- (3) 公民連携による新たなまちづくりの拠点となり得る、複合機能を持つ施設整備を相良地区において進めているが、今後同様の施設を榛原側にも整備していく計画はあるのか伺う。

(質問方式：一問一答)